武生信金争議の早期解決を求める決議

武生信金は、経営者による大口の不正融資を公益通報しようとした組合役員 2人に対し、2013年12月17日、懲戒解雇を強行しました。

翌1月7日、解雇された2人は解雇の無効と地位確認を求めて福井地裁に提訴。それ以降、11回にわたる口頭弁論が行われ、昨年12月9日に結審となりました。

裁判では、勇気を持って内部告発を行った労働者に対する報復としての懲戒 解雇に関する司法判断において、公益通報者保護法の趣旨が守られるか、信用 金庫に対する預金者のみならず国民からの厳しい批判のもとで社会的責任が大 きく問われています。

この争議では、武生信金経営者だけでなく、不正融資の事実を以前にも通報 され、検査でも把握していながら、長期にわたって放置してきた金融庁の監督 責任も問われ、国会でもとりあげられています。

この争議中に発表された福井信金との合併を前に「裁判任せにするのではなく、労使間で自主的に解決せよ」との労働組合の要請に耳を貸すことなく、団体交渉さえ拒否するなど、いたずらに争議解決を引き延ばし、労働者の生活をかえりみない経営者の対応を断じて許すことができません。

信金側は裁判で「公益通報目的ではなく、興味本位でメールアクセスを行った違法行為であり懲戒解雇は当然」などと主張していますが、2人以外にも同様のアクセスを行っていながら、懲戒処分どころか逆に支店長に昇進させるなど、信金側の主張の根拠さえ完全に崩れています。

私たちは、武生信金が2人に対する懲戒解雇を撤回し、職場に復帰させることこそ、今後の信金再生への大きな足がかりとなると考え、引き続き、全国・地域の仲間と全力でたたかう決意です。

以上決議する。

2016年1月24日

全国金融労働組合連合会 第10回中央委員会